第十七条の二第六項	［略］	［略］
第十七条の二の二（各号を除く。）	年金である給付	改正前私学共済法による職域加算額
第十七条の二の二第三号	及び生年月日	、生年月日、住所及び基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）
第十七条の三第一項（各号を除く。）	知事等	地方公共団体情報システム機構
第十七条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）
第十七条の三第三項	年金である給付	改正前私学共済法による職域加算額
第二十条第一項	［略］	［略］
	転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	できるとき	できるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるとき
第二十条第二項第二号	受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書	年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類

第十七条の二第六項	［同上］	［同上］
第十七条の二の二	年金である給付	改正前私学共済法による職域加算額
	及び生年月日	、生年月日、住所及び基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）
第十七条の三	及び住所	、住所及び本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）
	年金である給付	改正前私学共済法による職域加算額
第二十条第一項	［同上］	［同上］
	転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと
	できるとき	できるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるとき
第二十条第二項	受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書	年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類